

(重要) 本事務連絡は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第3項の規定に基づき、2月26日（金）に決定された「新型コロナウイルス緊急事態宣言」における緊急事態措置を実施すべき区域の変更に係る事項について周知するものです。「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年2月26日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）を併せて確認の上、関係者に周知願います。

文化関係独立行政法人の長  
文化関係団体の長

文化庁政策課長

## 2月26日に決定された緊急事態措置を実施すべき区域の変更等について

2月8日以降、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県に、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年3月7日とされてきました。

2月26日、第56回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、3月1日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県に変更することが決定されました。

また、緊急事態措置を実施すべき区域及び期間が変更されたことを踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正が行われております。

なお、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において催物（イベント等）の開催制限及び施設の使用制限等について、「別途通知する」としている規模要件等の目安や当該目安に係る周知期間についても、改めて2月26日付で各都道府県知事等宛に「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年2月26日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）が発出されておりますので、ご参照ください。

これらの内容について御了知いただくとともに、活動場所等となる地域の状況を自治体等に確認し、把握したうえで、適切に対応してください。また、本件について、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

(参考資料)

- ・令和3年2月26日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第56回）【新規】  
[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai\\_r030226.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r030226.pdf)
- ・令和3年2月26日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第56回）における菅内閣総理大臣発言【新規】  
[https://www.kantei.go.jp/jp/99\\_suga/actions/202102/26corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202102/26corona.html)
- ・令和3年2月26日 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更【新規】  
[https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen\\_houkoku\\_20210226.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210226.pdf)
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年2月2日変更）【新規】  
[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_20210226.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210226.pdf)  
[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_taishou\\_20210226.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210226.pdf)
- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年2月26日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）【新規】  
[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_20210226.pdf?2021027](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210226.pdf?2021027)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（内閣官房HP）  
<https://corona.go.jp/emergency/>

本件連絡先 文化庁政策課 電話：03-6734-2809(直通) メール：s-kikaku@mext.go.jp
--